

生活衛生関係営業の振興方策の改革（案）

現状

現状は、振興指針、計画、補助金の一体的実施が薄い

	現行	課題
関係補助金	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 組合・連合会分は、全国センターを 経由して配布 ➢ 都道府県分は、厚労省から配布 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 効果測定が不十分 ➢ 国、自治体、団体等の役割が不明確
振興指針	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 16業種について、国で順次改定 （平成22年度は、食肉販売業と冰雪 販売業） 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 前期目標の達成状況の評価の記載がない ➢ 内容が総括的・網羅的で、零細事業者・組 合が取捨選択しづらい ➢ 補助金、税制、融資の支援策との関連性 が薄い
振興計画	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 振興指針に沿って、各県組合で作 成 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 実施する事業内容の列記にとどまり、成 果目標が不明確 ➢ 計画期間(5年)中、同事業の反復が中心 で、発展性が不明確
振興事業の 内容	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 振興計画記載の重点事業を実施 ➢ その時点での新たな課題に対応 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 交付要綱等も含め成果目標が不明確 ➢ 各組合が各々に計画・実施するため、各 関係営業の直面する課題に的確に対応でき ていない



生活衛生関係営業の振興方策の改革（案）

改革案

振興指針、計画、補助金等の政策ツールを総動員し、各関係営業の全国的課題、地域的課題に戦略的に対応

	改定案	ポイント
関係補助金	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 全国センターを經由を廃止 ➢ 厚労省に「審査・評価委員会」を設置し、国から一元的に配布 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 一元的に審査、評価を実施 ➢ 国で関係営業の課題を明確化し、先進的モデル事業を誘導 ➢ 各組合、指導センター等の従来の事業も、成果目標を明確化した形で採択
振興指針	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 16業種について、国で順次改定（平成22年度は、食肉販売業と氷雪販売業） ➢ 「振興指針の改定方針」を明示し、各関係営業の課題に即応できる指針に順次改定（23年度は、飲食関係） 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 前期目標の達成状況等、「連続性を強化」 ➢ 全事業者の遵守すべき事項と、選択的に取り入れる事項とを区別して記載（戦略性の強化） ➢ 補助金融資等の活用方を明記
振興計画	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 振興指針に沿って各県組合で作成 ➢ 新振興指針の告示後、振興計画の作成方針を国から都道府県に通知 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 振興指針の改定方向に沿って作成 ➢ 成果目標（達成ゴール）を明確にして、目標に向けた年次目標の明確化を促す
振興事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 成果目標を明確にした事業を実施し、評価を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 審査・評価委員会で採択方針を明確化 [23年度はワーキンググループで準備]